

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：14101

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653291

研究課題名(和文) 国の累積債務1000兆円時代における税教育理論の構築とカリキュラム開発

研究課題名(英文) Construction of tax education theory and development of tax education curriculum in the age of a quadrillion yen national accumulated deficit

研究代表者

山根 栄次 (YAMANE, EIJI)

三重大学・教育学部・教授

研究者番号：50136701

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円、(間接経費) 840,000円

研究成果の概要(和文)：シチズンシップ発足前のイギリスの第9学年の生徒と税に関する学習を終了した中学3年生に対する税の知識と意識についての調査結果の比較により、税についての教育を受けた生徒の方が、政府からの財やサービスの享受と納税額のバランスの必要性についてよく理解していることが示された。

財政規模についての考え方は国によって異なり、学校における税についての教育内容も異なる。日本は世界的に見ると中程度の福祉であるのに税は低負担であることが国の累積債務が巨額になっている根本的な理由であるが、中程度の福祉を実現するための税教育になっていない。この研究で中程度の福祉を持続可能にするための税教育カリキュラムを提案した。

研究成果の概要(英文)：We found that the students who learned governmental finance and tax understood more the need for the balance between governmental services and tax revenue than the students who didn't learn them by the comparative researching of English students and Japanese 9th grade students.

The idea of the size of governmental finance is different from country to country and the tax education in school is different from country to country. The basic reason of the Japanese gigantic governmental deficit is imbalance between the size of governmental services and tax revenue. The content of tax education in school in Japan is not suitable to the middle welfare state. This research study presented the new curriculum for tax education in the middle school.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：公民教育 経済教育 税教育 中学校 累積債務

1. 研究開始当初の背景

(1) 従来の学校における税教育は、租税収入と財政支出の均衡を前提としてその理論化がなされ、カリキュラムが制作されているが、膨大な累積債務を返済していかざるを得ないこれからの世代に対しては、この前提の下での税教育は展開できない。

(2) 研究代表者は、約30年、学校における経済教育理論を研究してきたが、近年は国の財政と福祉に関する経済教育として年金に関する教育理論を研究してきている。今回は、その延長線上にある問題として、国の財政と税制に関する経済教育理論の構築とカリキュラム開発に取り組む。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本国政府の累積債務が1,000兆円を超える時代に突入した後に展開される必要のある、学校における税教育の理論を構築するとともにそのカリキュラムを開発することにある。

3. 研究の方法

(1) 現在使用されている日本の中学校社会科公民的分野の教科書、高等学校公民科政治・経済の教科書、教科書補助資料集、財務省・国税庁・税務所が行っている租税教育の教材等を検討し、その税教育の原理が租税と財政支出の収支均衡の原理に基づいていることを検証する。

(2) アメリカ、イギリス、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランドなど先進国での学校における税教育のカリキュラムを調査し、それらが基づいている税教育の原理を追求する。

(3) 経済学・財政学等において国の膨大な累積債務問題がどのように論じられているかを調査し、それらの中から特に、返済方法の効率性と世代間の公正に関する議論・理論を整理する。

(4) 税金についての生徒および学生の知識と意識について、研究代表者及び研究分担者の関係する中学校生徒、大学生を対象にして実態調査をする。また、イギリスでの同問題についての生徒の調査結果と比較する。

(5) 研究目的である新しい税教育の理論を構築し、そのカリキュラムを開発する。

4. 研究成果

(1) 現在の日本の中学校における税教育の現状

現行の中学校学習指導要領・社会の記述においても、文部科学省著の『中学校学習指導要領解説・社会編』においても、一層の少子高齢化に対応して、財政需要の拡大とその

ための財源の確保についての切迫感をやや感じるが、「国債」の文字が無く、ましてや「累積国債」のことが書かれていないなど、財政に対する危機感が弱い。

現在使用されている中学校・社会科・公民的分野の教科書における国債についての記述を分析した結果、その共通する内容は、税収不足のとき、財政が赤字の時に公債(国債)を発行すること、公債(国債)は、利子も合わせて返済しなければならず、将来の財政を圧迫するので、その発行は慎重にしなければならないというものである。新教科書では、多くの場合、公債(国債)の扱いは、より大きくなっている。多くの教科書が、その返済の負担を後の世代に回すことになることが問題であると新たに記述している。また、国債残高の多さについて新たに記述している教科書がいくつもある。その点で、国債についての教科書の記述は、文部科学省の『中学校学習指導要領解説・社会編』の域を超えている。しかし、どのようにしたら巨額な公債(国債)が返済できるのか、また、返済できなくなった場合には、財政や経済はどうなるのかについては、何れの教科書においても記述されていない。

国税庁・税務署の発行している学校用の税教育教材においては、税の大切さと累積債務の多さが強調されているが、累積債務問題を解決するための方策については記述されていない。

(2) 諸外国の学校における税教育

英国(イングランド)では、2000年の生徒調査で税理解が極めて不十分であることが報告されている。ナショナルカリキュラム「シティズンシップ」では、「税 tax, taxation」を確認できないものの、「public money」として確認される。教科書には、扱いは僅かだが、税についての興味深い記述と資料がある。また英国歳入税関庁(HMRC)は、HP「Tax Matters」を開設している。

米国では、経済教育協議会(CEE)の教授資料『フォーカス：公民科における経済理解』(2009)が、全20課のうち2課を税関連にあてている。「第7課 税は行動を変える」「第11課 政府はどのように税体系を構築すべきか」であり、そこでは、生徒にインセンティブや費用・便益、公平性などの概念を習得させるとともに、望ましい税制について判断させようとしている。

独国では、租税の学習は各州や各学校種でそれぞれに行われる。ノルトライン・ヴェストファーレン州ギムナジウム上級段階の「社会科学」の指導要領にはアビトゥーア試験の課題例「所得税政策構想の形成」が示され、そこでは租税政策検討力が重視されている。同州ギムナジウムの「政治/経済」の教科書では租税や租税政策の存在を対象化させようとし、上級段階の「社会科学」の教科書では租税政策の在り方を検討させようと

している。

豪州では、教科書に実践的かつ作業的・体験的な内容がある。財政赤字はさほど深刻でなく、納税義務は意識しつつも、取り立てて力を入れてはいない。合理的選択能力育成を目指した幼・少・中・高一貫性カリキュラムに特徴がある。国民のより良い生活を目指したメルボルン宣言に基づきナショナルカリキュラム「経済・ビジネスカリキュラム」を作成中である。

新西蘭では、公正性の追求を目標として、社会科学的方法を習得させ、経済的意思決定ができる主体の育成を図ろうとしている。教材は、ナショナルカリキュラム「社会科学領域」のテキスト『社会的探究アプローチ』の応用プログラムとして、内閣入庁が開発し、教育省が刊行した教材『税教育とシティズンシップ』(2011)がある。

各国の学校税教育を次の二点にまとめることができる。第一に、濃淡の差はあれ、いずれの国でも税教育プログラムを確認できる。民間団体、税務当局、教育当局主導プログラムなど多様である。第二に、税に関する知識のみならず、政策検討力、科学的探究力などの形式的能力の育成と「望ましい在り方」としての価値の探究が図られている。望ましい税制、公平性、政策構想、公正性など、社会の「在り方」へ拡大している。

(3) 近年の経済学・財政学における赤字国債と税についての議論のまとめ

国(地方を含む)の累積債務は、既に1,000兆円に達している。1,000兆円という金額は、日本の現在のGDP(約500兆円)の2倍であり、国の税収約40兆円の25倍である。国の累積債務が1,000兆円にもなった原因は、主に、政府が不況対策をしたことと、高齢化への対応(医療費、年金などへの税負担)をしたことである。このことは、これまでの政府が、既に亡くなった世代、現在の高齢者世代、現在の中老年世代の生活のために借金をしてきたことになる。しかし、これによって、現役世代、若者世代もこれらの借金の恩恵に浴している点はある(祖父母からの小遣い、保育・教育費の援助、親を介護する負担の軽減等)。政府による国債の発行は、原則として望ましくない。しかし、実際には、1966年以降、ほぼ継続して国債は発行されてきている。国債の内、建設国債は、財政法第4条に基づく「4条国債」ともいい、国会の議決で発行が可能である。しかし、赤字国債は、「特例国債」ともいい、新たな法律を毎年制定しないと発行できない。政府が累積債務を返還する場合には、現役世代と若者世代、年少世代、まだ生まれていない世代の税負担となる。政府が累積債務を(全額)返還しない、あるいは、返還する気がない場合には、国債が無価値になったり、暴落したりして、経済・金融・財政破綻になる。一般世帯の銀行・郵貯への預貯金も、引き出せなくなるか、無価値・低

価値になる。なぜなら、銀行も・郵貯も国債を買って保有しているからである。政府が、満期になった国債の償還をさらなる国債の発行によってする場合には(実際にそうになっているが)、さらに累積債務が膨らみ、国債の価格が下がり(金利が上昇し)、金融不安になる危険性が高くなる。

日本では、GDPに対する国民負担率・租税負担率が低い。例えば、平成24年度については、租税負担率(22.7%)、社会保障負担率(17.1%)で、合計39.8%である。ただし、潜在的国民負担率(国民負担率+財政赤字対国民所得比(11.4%))は、51.2%になる。アメリカは更に低く30%だが、EU・ヨーロッパでは45%から63%である。従って、潜在的国民負担率から言えば、EU・ヨーロッパ並みである。国の税収の内訳は、所得税が約30%、法人税が約20%、消費税が約25%、その他の間接税が約15%、相続税が約3%などである。法人税率(利益に対して25%)は、国際的には高い方であり、経済のグローバル化の中で、国際的な水準にしないと企業が国外に逃避する(空洞化)可能性がある。法人税率を高めることは難しい。日本では、租税負担の中でも、消費に係わる税の割合が低い。消費税は現在、5%。2014年度から8%、2015年10月から10%の予定である。しかし、消費税率が10%になったとしても、EU諸国の20%程度と比べ半分程度である。政府が増税をしようとする場合に、国民・選挙民は拒否をして、増税を提案・容認する政党に投票しない傾向がある。その結果、増税の提案・容認は政党にとってリスクが大きい(大きかった)。このことも原因して、政府は増税ではなく、国債の発行をして財源にしてきた。所得税は、累進課税により、課税の垂直的公平性が保たれるが、一方で水平的公平性に課題がある(九、六、四、十、五、三)。水平的公平性を高めることが望ましいが、そのためには、詳しい調査などの徴税費用がかかったり、それによって納税者のプライバシーが侵されたりするなどのリスクもある。水平的公平性を高める制度設計が必要である。所得税には、累進税率が適用されるため、勤労意欲が抑制されるとか、所得隠しを誘発しやすいといった問題がある。また、税収額が景気に影響されやすい。消費税は、比例税であり、水平的公平性が保たれやすい、脱税がしにくい、税収額は所得税と比べて景気に影響されにくい、という特徴・長所がある。消費税は、比例税なので、税額の所得に対する割合は逆累進となるが、納税額としては垂直的公平性を保っている。日本では、消費税が所得に対して逆累進であるということが強調されすぎている(これは、特に、桜井良治氏の指摘するところである)。

「大きい政府」か「小さい政府」という選択があるが、国民は、「大きい政府」を求めるならば高い負担を覚悟しなければならず、小さい負担を求めるならば、小さい政府を覚悟しなければならない。これまでの日本

は、小さい負担でありながら「中くらいの政府」であった。その差額が巨額の累積債務となった。日本の政府は決して「大きな政府」ではない。「増税の前に、政府の無駄を省け」というスローガンがよく用いられるが、無駄かどうかの正確な判断は難しく、仮にそれを省いたとしても財政赤字を解決するほどの大きな金額にはならない。無駄を省くことは必要であるが、そのことが増税を否定する理由にはならない。少子高齢社会が進行する現在では、「小さい政府」は採用しにくく、国民の多くは、「小さい政府」を求めている。「小さい政府」にすると、国民間の格差が広がる。少子化を食い止め、ますますの高齢化に対処するためには、財政需要は大きくなる。しかし、累積債務をこれ以上増加させることは、リスクが大き過ぎる。将来世代にさらに大きな負担を強いることになり、不公平である。また、財政・金融破綻が起こり、全世代が被害を受ける可能性が高くなる。累積債務を返済し減らしていくためには、増税を増やすしかない。しかし、増税の方途は限られている。法人税の増税は、経済のグローバル化の中では難しい。資産税の増税、所得税の増税、消費税の増税が対象になる。しかし、資産税の増税からは余り多くの増税を期待できない。所得税の増税が成功するためには、いわゆる富裕層の所得が外国に流れないようにするための対処が必要であり、また、水平的公平性を確保するための税制度の整備が必要である。今の制度のままでは、所得税増税はリスクが大きく、水平的公平性がますますおかされるおそれがある。外国(特にヨーロッパ)と比較すれば、日本国民は、消費税の増税(大幅な増税)を容認せざるを得ない。消費税は、水平的公平性に優れ、垂直的公平性も保っている(桜井良治氏)。消費税は、増税の安定性の点で優れ、景気変動による影響が累進課税である所得税に比べて低い。これからの財政需要増加の多くが高齢者世代、子育て世代から生ずるとすると、消費税率が増加したとしても、その増税の成果の多くは、中・低所得世帯に向けて使われることになるので、垂直的公平性における若干の問題点(所得に対する徴税率の若干の逆累進)も、総体的には解決されることになる。

(4) 税と財政についての生徒の知識と意識

イギリスにおいてシティズンシップが実施される前の2000年に9学年の生徒に対して行われた税と財政についての知識・理解調査と同じ質問を日本の中学3年生643名と教員を目指す大学生324名に対して行った。その結果、知識についても意識についても、税教育を経験している日本の生徒の方が税教育を経験していないイギリスの生徒よりはポイントが高かった。日本の生徒もイギリスの生徒も、納税と政府サービス享受の関係を正しく捉えておらず、納税はできるだけしたくないが政府からのサービスはもっと豊かに

に享受したいとしているが、その矛盾した欲求はイギリスの生徒の方が強く持っていた。このことから日本の中学校における税教育は、一定の成果が現れていることが分かった。日本の大学生は、納税と政府サービスの享受について、日本の生徒よりもポイントが高かった。しかし、日本の生徒も大学生も、政府サービスを豊かに享受したいと思っているにも拘わらず、増税に対してはその決断を躊躇する割合が高かった。このような反応は、素直であるかもしれないが、自己中心的で矛盾していることを理解させることが税教育において重要であることが確認された。

(5) 新しい税教育カリキュラムの概要

そもそも「税金」とは何か？

税金は、基本的に政府が仕事をするために(公共財、公共サービスを供給し、行政サービスを行うのに)必要な資源である。それは、国民から強制的に徴収されるが、課税の仕方と額は、国民の代表である国会が定めた法律によって決められる。江戸時代の年貢は、将軍家・大名が、その家政のため、その領国支配のために必要な資源を領民から一方的に取り上げていた。その点で、税金と年貢は基本的に性格が異なる。

私たち生徒は税金を払っているか？どんな税金を払っているか？

生徒も、店で買い物をするときには、消費税を支払っている。

税金は何に使われているのか？

公共サービス：警察・治安、消防、救急、防衛、医療、教育、社会福祉、廃棄物処理等
 公共施設：学校、道路、橋、港、空港、博物館、図書館、美術館、体育館、音楽ホール等
 「公共財(サービス)」の意味は何か？

無料の公共財(サービス)と有料の公共財(サービス)があるのは何故か？

税金の種類には何があるか？

	国 税	地 方 税
直 接 税	所得税、法人税、相続税	県民税・市民税、自動車税、固定資産税
間 接 税	消費税、酒税、たばこ税	地方消費税、地方たばこ税

何に対する課税か？：所得(勤労、事業、利子、年金)、消費、資産

誰に対する課税か？：勤労者、経営者、資産家・株主、企業、消費者、年金受給者

国と地方の歳出と歳入

歳出： 歳出の内訳(用途、国債費を含む)

歳入： 税の種類と割合及び国債

歳出と歳入の額と内訳は、誰が決めるのか？

税の公正(公平)とは何か？

何に対して主に課税すべきか？

所得？ 消費？ 資産？

誰に対して課税すべきか？

国民全員？ 所得の多い人？ たくさん儲けた人・企業？ たくさん消費した人？

たくさんの財産を持っている人？
同一税額か比例税か累進税か？
同一税額の例：人頭税(現在では無い)
同一税率の例：消費税、間接税(たばこ税、酒税)、法人税
累進課税の例：所得税、相続税
税の公正(公平)とは何か？
水平的公平と垂直的公平とは何か？
どれくらいの累進度が公正か？
所得の少ない人も税を払うべきか？
大きい政府か小さい政府か？
大きい政府：高福祉、高い公共サービス、豊かな公共施設、しかし、高い税金
小さい政府：少ない税金、しかし、低福祉、少ない公共サービス、貧弱な公共施設
多くの方は、高福祉・高い公共サービスの供給と少ない税金を望むが、それは可能か？
どちらの政府がよいか？外国ではどうか？
税と税率変化の影響は？
高税率の影響：国の財政のためには良い。働く意欲と投資する意欲には悪い。
消費拡大のためには悪い。経済成長のためには悪い。
低税率の影響：働く意欲と投資する意欲には良い。消費拡大には良い。経済成長のためには良い。しかし、国の財政のためには悪い。
どちらの税率が良いか？
もう一度、大きい政府と小さい政府のどちらの政府がよいか？
国債とは何か？
国債とはそもそも何か？
なぜ国債を発行するのか？
誰が国債を買うのか？
国債は基本的にどのようにして返済するのか？
どうしてこんなに多くの国債がたまってしまったのか？
現在の国債残高はどれだけか？
政府は、なぜこんなに多くの国債を累積してしまったのか？
多額の国債をどうやって返すのか？
こんなに多くの国債を政府はどのようにして返すのか？
もし、政府が国債を返せなくなると、どうなるのか？
私たちは、この多額の累積国債をどうしたらよいのか？
累積国債を税金によって返済するとしたら、どの種類の税金を増税したらよいか？

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3件)

山根 栄次, 国の累積債務 1,000 兆円時代における中学校での税教育, 三重大学教育学部研究紀要第 65 巻, 2014, 187-204,

DDI: ISSN, 1880-2419 (査読無し)

山根 栄次, イギリスの学校における税教育についての一考察, 三重大学教育学部研究紀要第 64 巻, 2013, 247-261

DDI: ISSN, 1180-2419 (査読無し)

服部 一秀, 公民的教科目における租税政策検討力の育成 ドイツにおける事例, 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要・教育実践学研究 第 18 号, 2013, 93-109

DDI: ISSN, 1881-6150 (査読無し)

[学会発表](計 4件)

山根 栄次, 猪瀬 武則, 宮原 悟, 日本の財政と税について生徒・学生にどのように学ばせるか, 経済教育学会春季研究集会, 2014年3月28日, 三重大学(三重県津市)

山根 栄次, 猪瀬 武則, 栗原 久, 服部 一秀, 宮原 悟, 諸外国の学校における税教育 英, 米, 独, 豪, 新の場合, 全国社会科教育学会 第 62 回全国研究大会, 2013年11月9日, 山口大学(山口県山口市)

山根 栄次, 猪瀬 武則, 栗原 久, 服部 一秀, 宮原 悟, 国の累積債務 1,000 兆円時代における財政の教育 税に対する生徒の知識・意識の調査結果を中心に, 日本社会科教育学会 第 63 回全国研究大会, 2013年10月26日, 山形大学小川キャンパス(山形県山形市)

山根 栄次, 猪瀬 武則, 栗原 久, 服部 一秀, 宮原 悟, 国の累積債務 1,000 兆円時代における税教育の在り方, 日本公民教育学会 第 23 回全国研究大会, 2012年6月23日, 東北大学教育学部(宮城県仙台市)

[図書](計 2件)

山根 栄次, 猪瀬 武則, 栗原 久, 服部 一秀, 宮原 悟, 自費出版, 国の累積債務 1,000 兆円時代における税教育理論の構築とカリキュラム開発, 2014, 110

山根 栄次, 工藤 文三, 他, 第一学習社, テキストブック公民教育, 2013, 239(10 - 13)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山根 栄次 (YAMANE, Eiji)
三重大学・教育学部・教授
研究者番号：50136701

(2) 研究分担者

猪瀬 武則 (INOSE, Takenori)
日本体育大学・児童スポーツ教育学部・
教授
研究者番号：40271788

栗原 久 (KURIHARA, Hisashi)
東洋大学・文学部・教授
研究者番号：00345729

服部 一秀 (HATTORI, Kazuhide)
山梨大学・教育学研究科(研究院)・教授
研究者番号：60238029

宮原 悟 (MIYAHARA, Satoru)
名古屋女子大学・文学部・教授
研究者番号：50239430

(3) 連携研究者

()

研究者番号：